

独立行政法人国民生活センターの実施する 企業・消費者向けの教育・研修事業の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、
官民競争入札の対象事業として決定

業務内容：消費者問題・企業トップセミナー及び全国消費者フォーラムにお
ける実施内容の企画、会場・講師の選定、受講者の募集、研修の
運営等に係る業務

契約期間：平成 21 年 8 月から平成 24 年 3 月までの 2 年 7 か月間

2. 実施状況に関する評価

(1) 確保されるべき質として設定された受講者数は、「消費者問題・企業トッ
プセミナー」については達成できたものの、「※全国消費者フォーラム」に
ついては、会場選定等の準備作業に時間を要し開催時期を 12 月から 3 月末
日に変更したことなどから 1 割下回った。

※ 平成 22 年度の「全国消費者フォーラム」については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴
う受講者の安全性の確保等を考慮し開催を中止した。

(2) 受講者の研修に対する満足度は、一部の項目において、平成 21 年度は 0.1
ポイント、22 年度は 0.2 ポイント、要求水準（4.0）を下回ったものの、確
保されるべき水準はおおむね達成できたものと評価できる。

3. 実施経費に関する評価

実施経費については、従来の実施に要した経費に比べ、消費者問題・企業ト
ップセミナーでは 1 年間で約 140 万円（26%相当）、全国消費者フォーラムで
約 160 万円（22%相当）の経費が削減されており評価できる。

4. 今後の事業について

次期事業においては、業務開始時期の早期化を図り、引き続き、官民競争
入札を実施することが必要と考えられる。また、官民競争入札による応札が
センターのみであったことから、官民競争入札の実施に当たっては、実施経
験のない民間事業者においても、実施方法の工夫（企画書の提案）が可能と
なるよう、実施要項等において十分な情報開示を行うことが必要と考えられ
る。

ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定）において、消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する（平成 22 年度から実施）とされているため、消費者庁及びセンターで進めている研修事業やセンターの在り方の検討結果を踏まえ、改めて次期事業の実施のあり方を検討することが必要である。